

インターネット大学に関する特区（特区 832）について

1 特区の内容

- 通信教育を行う大学を設置する場合及び大学が通信教育を開設する場合は、大学通信教育設置基準別表第二に定める校舎等面積を満たす必要がある。これについて、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするもの。

（参考）大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）

別表第二 通信教育学部の校舎等面積（第 10 条関係）

学部の種類	収容定員 4,000 人の 場合の面積 (㎡)	収容定員 8,000 人の 場合の面積 (㎡)	収容定員 12,000 人の 場合の面積 (㎡)	収容定員 16,000 人の 場合の面積 (㎡)
文学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
教育学・保育 学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
法学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
経済学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
社会学・社会 福祉学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
理学関係	7,660	13,560	19,630	25,870
工学関係	8,750	15,490	22,420	29,550
家政関係	5,520	9,660	14,120	18,590
美術関係	5,340	9,350	13,670	18,000
音楽関係	4,780	8,370	12,230	16,100

2 特区制度化の経緯

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）で、以下のような指摘。

「…それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選する」

○構造改革特区提案主体から、校地校舎無しでもインターネット大学及び大学院が設置できるようにしてほしいとの特区要望を受け、特区を制度化（平成16年4月施行）。

（参考）文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年文部科学省令第18号）

第8条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第103条に規定する大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更を促進する必要があると認めて構造改革特別区域法第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

第9条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（短期大学を除き、インターネット等を利用して教室等以外の場所で授業を履修させるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、学部その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更を促進する必要があると認めて法第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

3 平成25年2月時点の特区利用状況

<特区利用大学>

- ・ ビジネス・ブレイクスルー大学（千代田区）
- ・ サイバー大学（福岡市）

4 平成23年度の特區評価における調査結果

○文部科学省は、特區を適用している2大学及び2自治体に対して、アンケート及び実地調査を実施。

サイバー大学については、過去の調査では、特區計画上明記されている「24時間ヘルプデスク体制」や「教員と対面でコミュニケーションをとることができる研究室や交流室」が設けられていないことについて学生から不満が寄せられている状況であったが、これらについては一定の改善が図られている状況であった。また、ビジネス・ブレークスルー大学については、特區計画に記載されているにも関わらず履行されていない事項があるなどの特段の問題は認められなかった。

一方、特例措置の適用により、インターネットのみで授業を行うことに関する課題について、学生・教員双方から少なからず指摘されている状況であった。

学生及び教員へのアンケート調査で確認された不満の声は以下のとおりであった。

<インターネットのみで授業を行うことについて>

全ての授業がインターネットのみによって行われることに不便・支障を感じたことがありますか（学生アンケート、N=258）

不便・支障を感じたことがある、少し感じたことがある 68人（26.4%）

不便・支障を感じたことがない 190人（73.6%）

【学生アンケートの主な回答】

- ・ 学生間の対面的なコミュニケーションが図れない
- ・ 提出したレポートや質問に対して、教師や指導補助者からの返事が全くない場合などどうすればよいのかわからなくなる
- ・ 疑問点等を質問したい的とうまく文章で表現ができない時、対面での質問の方が伝わりやすい気がした
- ・ 学生同士の交流や、教授への質問がスムーズでない

インターネットのみを利用して授業を行うことにより、授業を実施する上で支障を感じたことがありますか（教員アンケート、N=87）

支障を感じたことがある 18人（20.7%）

支障を感じたことがない 69人（79.3%）

【教員アンケートの主な回答】

- ・ テレビ会議などもう少し学生との相互コミュニケーションが簡便にできるようになると有難い
- ・ 授業に対する学生の習熟度をタイムリーに把握することが、対面授業に比べて難しい

- ・ 生徒の知識レベル・経験値に大きなばらつきがあるため、生徒の反応を見ながら授業を進めたいが、やや見切り発車的に事前に授業を収録しなくてはならない
- ・ 授業を受けている学生の反応を生で見ることができないため、授業の細かい改善点がわかりにくかった

○また、特区評価・調査委員会による認定地方公共団体に対する調査結果は以下のとおりであった。

- ・ 固定資産維持等への経費を人件費及び研究費に充当でき、雇用創出効果もある。
- ・ 多くの社会人が入学しており、教育機会の多様化が図られている。

5 平成 23 年度の特区評価の結果を踏まえた対応

○平成 24 年 4 月 9 日の構造改革特区推進本部決定（「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」）において、学部については、平成 25 年度中を目途に、全国展開（特区措置の内容を、特区指定地域に限らず全国で利用可能とすること）を行うこととされた。

・ 大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。

特区 832 に係る経緯

平成 15 年 11 月 特区提案主体（個人）より特区第 4 次提案に「校地校舎無しでもインターネット大学及び大学院が設置できる」特区計画の構想を提案

平成 16 年 2 月 構造改革特別区域推進本部（以下「特区本部」）において、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置に特区 832 を追加することを決定

平成 16 年 3 月～4 月 中央教育審議会（中教審）大学分科会（第 33 回及び第 34 回）において、特区 832 の特例措置について検討
中教審に特区 832 の特例措置実施について諮問、中教審より答申
「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」閣議決定
（特区 832 を追加）

平成 18 年 4 月 特区本部において、福岡アジアビジネス特区（福岡市）特区計画変更認定（832 追加）

平成 19 年 4 月 サイバー大学開設（福岡市）

平成 19 年 12 月 文部科学省より特区本部評価・調査委員会教育部会に特区 832 の平成 19 年度調査結果を報告

平成 20 年 3 月 特区本部において特区 832 については平成 20 年度に再度評価を行うことを決定。

ネット学習（e ラーニング）事業を活用したまちづくり特区（立川市）認定
※現在に至るまで大学・大学院の設置なし

平成 20 年 12 月 文部科学省より特区本部評価・調査委員会教育部会に特区 832 の平成 20 年度調査結果を報告

平成 21 年 2 月 特区本部において特区 832 については平成 21 年度以降に再度評価を行うことを決定。

平成 21 年 3 月 特区本部においてキャリア教育推進特区（千代田区）計画変更
認定（832 追加）

平成 21 年 12 月 文部科学省より特区本部評価・調査委員会教育部会に特区
832 の平成 21 年度調査結果を報告

平成 22 年 3 月 特区本部において特区 832 については平成 23 年度に再度評価
を行うことを決定

平成 22 年 4 月 ビジネスブレイクスルー大学開設（千代田区）

平成 23 年 12 月 文部科学省より特区本部評価・調査委員会教育部会に特区
832 の平成 23 年度調査結果を報告

平成 24 年 4 月 特区本部において特区 832 の大学学部に関する特例措置につい
ては平成 25 年度中を目途に全国展開を行うことを決定